(2) 冷暖房機器等
使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない冷暖房機器、過度に冷暖房に頼らずとも快適に過ごすことのできる衣類の製造等の推進
(3) 給湯機器
使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない給湯器、断熱性の高い浴槽等の製造等の推進
(4) 食品の調理機器
内燃式コンロ、保温性の高い調理機器等の使用時のエネルギー消費量が少ない調理機器の製造等の推進
(5) その他の家電製品等
使用時や待機時のエネルギー消費量の少ない電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気カーペット、電気便座、衣類乾燥機、食器洗浄機等の製造等の推進、スイッチ付きテーブルタップの製造等の推進
(6) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用
使い捨て製品の製造販売及び過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、容器の薄肉化・軽量化、製品の長寿命化、修繕等の役務の提供等による廃棄物等の発生抑制並びに使用済み商品の回収等により再使用する製品及び部品並びに循環資源の利用及び部品点数の低減等による循環的な利用を行いやすい製品設計等がされた製品の製造等及び情報の提供の推進
(7) 水の使用機器
節水型の蛇口・便器・シャワーヘッド等の節水に資する機器の製造等の推進
(8) 住宅
自然採光を活用した設備、複層ガラス等、太陽光発電設備、燃料電池設備、地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材等の導入による、使用時の温室効果ガスの排出の量が少ない住宅の製造等の推進
(9) 移動
温室効果ガスの排出の量の少ない自動車及びバイオ燃料の利用が可能な自動車の製造等並びに公共交通機関を活用しやすくする役務の提供並びに運転時の緩やかな発進、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ等のエコドライブの推進

別表第一（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法）

一　一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出は、次の式によるものとする。

Ｉ＝（Ａ＋Ｂ－Ｃ）／Ｄ

この式において、Ｉ、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｉ：一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量（単位　一般廃棄物処理量１トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）

Ａ：当該施設において１年間に使用された電気及び化石燃料等のエネルギーの使用に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｂ：当該施設において１年間に廃プラスチック類等（合成繊維等を含む。以下同じ）の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｃ：当該施設において１年間に当該施設の外部へ供給した電気若しくは熱又は当該施設を設置している廃棄物処理事業者等が再生したバイオ燃料（一般廃棄物を原材料として製造されたものに限る。以下同じ。）による二酸化炭素削減効果（バイオ燃料による二酸化炭素削減効果は、当該市町村内の一般廃棄物処理施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｄ：当該施設における１年間の一般廃棄物処理量（単位　トン）

二　廃棄物処理事業者等において一のＢの値が把握できない場合においては、Ｂの値に代わって次の式により算出したＢ’値を用いるものとする。

Ｂ’＝Ｅ－Ｆ

Ｅ＝Ｄ×370

Ｆ＝Ｇ×0.8×2730

この式において、Ｂ’、Ｅ、Ｆ及びＧは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｂ’：当該施設において１年間に廃プラスチック類等の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量の推計値（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｅ：当該施設を設置している市町村の域内において１年間に排出された廃プラスチック類等が全量焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該市町村内の一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｆ：当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として１年間に分別収集された廃プラスチック類等全量が焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として１年間に分別収集された廃プラスチック類等の量を当該施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｇ：当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として１年間に分別収集された廃プラスチック類等の量（単位　トン）

別表第二（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安）

一　廃棄物処理事業者等が設置する一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、次表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第二欄に掲げる値とする。

二　廃棄物処理事業者等が既に設置している一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量について、同表第二欄に掲げる値を目安として措置を講ずることが直ちには困難である場合は、同表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表第三欄に掲げる値を目安とする。

施設の種類	一　に規定する値	二　に規定する値
溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設（溶融熱源として、主として燃料を用いた溶融処理を行う処理方式のものに限る。）	ｙ＝－240log（ｘ）＋920以下	ｙ＝－240log（ｘ）＋1020以下
溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設（上記以外のもの）	ｙ＝－240log（ｘ）＋880以下	ｙ＝－240log（ｘ）＋920以下
溶融処理を行わない一般廃棄物焼却施設	ｙ＝－240log（ｘ）＋820以下	ｙ＝－240log（ｘ）＋920以下

備考

１　この表の第二欄及び第三欄において、ｘ及びｙはそれぞれ次の値を表すものとする。

ｘ　一般廃棄物焼却施設の１日当たりの処理能力（単位　トン）

ｙ　一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安（単位　一般廃棄物処理量１トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）

２　この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発熱量は１キログラム当たり7500キロジュールを、灰分は10パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については１キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については１リットル当たり2.71キログラムを、灯油については１リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては１キログラム当たり3.24キログラムを、ＬＰＧについては、１キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。